

令和4年2月17日
自動車局貨物課

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」 を実施します！！

令和3年度補正予算に係る「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」の申請受付を2月25日（予定）から開始いたします。

国土交通省では、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器の導入費用の一部を補助する「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」を実施します。

当該機器の導入を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

なお、本年度新たに補助対象に追加した予約受付等システムに関する補助につきましては、別途、ご案内することとしております。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

◆申請受付期間（予定）：令和4年2月25日（金）～3月22日（火）

※補助金申請額が予算額（1.2億円）を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

◆支援内容

令和3年11月26日～令和4年3月31日の間に以下の対象機器を導入したトラック運送事業者に対し、導入費用の一部（通常機器価格の1/6）を支援。

<対象機器>

- ①テールゲートリフター（トラック車両後部に装着する昇降機）
- ②トラック搭載型クレーン（トラック車両の荷台等に装着する移動式クレーン）
- ③トラック搭載用2段積みデッキ（トラック車両内部に設置する組立用デッキ）

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。（<https://jta.or.jp/member/shien/tgl2022announcement.html>）

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 古賀、松浦
代表：03-5253-8111（内線 41322）
直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637